



国保
こくほ

～保険証の疑問を解決～
社会保険に加入したときは…

新しい職場へ就職したときや扶養認定を受けたときなど、国民健康保険から社会保険へ変更になるときの注意点をQ & A形式でお知らせします。



Q1 就職したばかりで、職場の保険証が手元にきていません。医療機関を受診したいのですが、就職前に使用していた国民健康保険証を使って受診しても構いませんか？

A1 以前使用していた国民健康保険証をまだ役場へ返還しておらず、手元に所持していても、法律上資格の切れた国民健康保険証は使用できません。もし、以前から使用していた国民健康保険証を提示して受診した場合は、後日、役場へ医療費の返納をしていただく場合があります。

※社会保険の加入日は、保険証が実際に交付された日ではなく、就職した日や婚姻などによる扶養認定日となります(社会保険の加入日以降は、国民健康保険証は使えません)。

Q2 では、医療機関を受診したい場合は、どうすればよいのですか？

A2 保険証交付手続き中で新しい保険証が手元にない場合は、医療機関の窓口で、いったん医療費を10割負担していただき、その後、「療養費(立替払)支給申請」を保険者(協会けんぽや各健康保険組合等)へ行き、医療費の払い戻しを受けることとなります。

※医療機関受診の際は、「社会保険の保険証が手続き中である旨」お申し出ください。いったん10割を支払った医療機関の窓口で、後日、社会保険証を掲示することにより、医療機関から直接払い戻しを受けられる場合もあります。

国民年金
ねんきん

将来の年金額を増やしませんか？



少しでも年金額を増やしたいという人には、**付加年金制度**があります。定額保険料にプラスして付加保険料を納付すると、将来受けとる老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受給できる制度です。

●加入できる人

自営業者などの第1号被保険者または任意加入者です(ただし、保険料免除や猶予を受けている人や国民年金基金加入中の人を除く)。

付加保険料額…月額 400 円

⇩ (付加保険料を納付すると)

付加年金額(年額) = 200 円 × 付加保険料納付済月数が老齢基礎年金に生涯上乗せされます。

☆次のような制度もあります☆

◆付加年金よりももっと年金額を増やしたい

⇨熊本県国民年金基金への加入

◆60歳以上でまだまだ年金額を増やしたい

⇨任意加入